

令和6年松茂町議会第4回定例会会議録

第2日目（12月9日）

○出席議員

- | | | | |
|-----|---|---|-----|
| 1番 | 金 | 森 | 恵美子 |
| 2番 | 川 | 端 | 順 |
| 3番 | 尾 | 野 | 浩士 |
| 4番 | 鎌 | 田 | 寛司 |
| 5番 | 米 | 田 | 利彦 |
| 6番 | 村 | 田 | 茂 |
| 7番 | 立 | 井 | 武雄 |
| 8番 | 佐 | 藤 | 道昭 |
| 11番 | 板 | 東 | 絹代 |
| 12番 | 川 | 田 | 修 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	吉 田 直 人
副 町 長	富 士 雅 章
教 育 長	丹 羽 敦 子
総務部長	松 下 師 一
産業建設部長	吉 崎 英 雄
民生部長	山 下 真 穂
教育次長兼学校教育課長	谷 本 富美代
税務課長	藤 田 弘 美
会計管理者	佐 藤 友 美
チャレンジ課長	袴 田 智 香
危機管理課長	山 口 高 史
産業環境課長	河 野 歩 美
環境センター所長	飯 田 雅 章
建設課長	永 井 義 猛
上下水道課長	田 村 佳 裕
福祉課長	宮 本 早 苗
住民課長	松 下 理 恵
社会教育課長	近 藤 拓 司

○職務のため議場に参加した職員の職・氏名

議会事務局長	多 田 雄 一
議会事務局係長	小 松 美 佐

令和6年松茂町議会第4回定例会会議録

令和6年12月9日（第2日目）

○議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

板 東 絹 代 議員

（1）教育問題の相談窓口等について

（2）選挙時の投票支援カード、コミュニケーションボードについて

立 井 武 雄 議員

（1）災害時における車中泊避難者への支援について

村 田 茂 議員

（1）医療的ケア児の対応について

金 森 恵美子 議員

（1）高齢者における日常生活支援について

日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

専決第5号 令和6年度松茂町一般会計補正予算（第3号）

日程第3 議案第49号 令和6年度松茂町一般会計補正予算（第4号）

日程第4 議案第50号 令和6年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第5 議案第51号 令和6年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第52号 令和6年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第53号 令和6年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第54号 令和6年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第55号 令和6年度松茂町下水道特別会計補正予算（第2号）

令和6年松茂町議会第4回定例会会議録

第2日目（12月9日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【多田雄一君】　ただいまから、令和6年松茂町議会第4回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、川田議長からご挨拶がございます。

○議長【川田　修君】　皆様、おはようございます。先週末より一段と冷え込みが厳しくなってきました。健康管理には、なお一層ご留意をお願いいたします。

本日は、町政に対する一般質問の日となっております。質問される方は趣旨を簡潔明瞭に、答弁される方は分かりやすく丁寧をお願いをいたします。

以上、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

○議長【川田　修君】　ただいまの出席議員は10名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに、本日の会議を開きます。

○議長【川田　修君】　これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

○議長【川田　修君】　日程第1、「町政に対する一般質問」を行います。

通告のありました11番板東議員にお願いします。

板東議員。

○11番【板東絹代君】　皆様、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。冒頭、議長から質問は簡潔明瞭にということでございますので、簡潔に質問いたします。答弁については、詳しくお願いいたします。

まず、1問目です。私は、平成31年3月第1回定例会において、教育問題について一般質問をしました。それ以来、昨今の教育現場では多くの問題が発生し、その背景も様々です。

今回は、全国の小・中学校で不登校の児童生徒数の増加が判明したとの文部科学省調査から質問します。

教育問題の相談窓口等についてでございます。

文部科学省の「児童生徒の問題行動、不登校調査」によると、徳島県内の国公立学校の不登校の数は、小・中学校では２０１９年度の９４１人から２０２３年度には１，７６２人へと増加。児童生徒千人当たりでは１７．６人から３４．８人へと２倍となり全国とほぼ同じ増加ペースのようです。

不登校の理由は児童、生徒によって千差万別あり、２０１６年に成立した教育機会確保法は、国や自治体が不登校の児童生徒を支援することが明記されています。徳島県では不登校の児童生徒数が７年連続で増加しており、不登校の子どもの保護者からは「学校に行けない、行かない」ことで、子どもと保護者の双方が悩み、不安、孤立感を抱えているといった声が寄せられています。

そのうち、約半数が相談、指導等を受けていないという課題が明らかとなっているようです。相談窓口を知らない保護者もいるのではないかと思います。本町の小・中学校における教育問題の相談窓口等についてお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 谷本教育次長。

○教育次長兼学校教育課長【谷本富美代君】 板東議員のご質問に、答弁申し上げます。

令和６年１０月３１日付、文部科学省からの通知では、「子ども達を取り巻く環境が変化する中で、不安や悩みを相談できない子ども達がいること、子ども達の不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、一人で抱え込んだりする可能性があることを考慮し、引き続き、子ども達の小さなＳＯＳを見逃さず、『チーム学校』で素早く支援するとともに、教育と福祉等が連携しつつ、子どもやその保護者が必要なときに支援が行われることが重要」とされています。

そこで、不安や悩みを相談できない子ども達がいることや、相談窓口を知らない保護者もいるのではないかとということにつきましては、子ども達の小さなＳＯＳを見逃さないように支援する体制として、中学校では、担任の教員が複数になる「チーム担任制」を導入していますので、生徒自らの意思で相談したい教員を選び、悩みを打ち明ける機会が増え、教員達も常にチームで教育上の相談をしながら、問題の未然防止や解決に繋げています。

また、科学・技術・芸術などを組み合わせたＳＴＥＡＭ教育にも取り組んでおり、複雑化する社会の課題に立ち向かうためには、自由な発想や想像力が必要で、探究的な学習や

体験活動等を通じ、主体的・対話的で深い学びの実践、教科横断的学びの意識で生きる力を育成しています。

さらに、子どもとその家庭を支援する専門知識を持った、スクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラーを配置し、小学校には、親と子の相談員を配置して、子どもが話しやすい体制、保護者も相談しやすい体制をつくっています。

また、不登校、不登校傾向にある児童・生徒には、必要に応じて関係機関との連携を行いながら、適応指導教室で、毎日の学習のほか、自立への生活指導、集団適応指導、体力づくり指導を行うとともに、来所や電話による教育相談のほか、保護者や本人が専門機関に相談する機会の設定など、登校に向けて支援を実施しております。

しかしながら、文部科学省より公表された、いじめ、不登校、暴力行為、自殺など、学校で早期発見・早期対応に努めている一方で、件数は増加しています。

2023年度に、全国の小・中学校で、30日以上欠席した不登校の児童生徒は、11年連続で増加し、34万人を超えました。

インターネット上のいじめについては、2万5千件と、昨年度より約800件増加しています。

こういった複雑化、多様化した状況は、本町におきましても、懸念すべき教育課題であることから、さらなる相談窓口の広報を行ってまいります。

県が行っているもので、直接言いづらいときなどの相談窓口として、電話やLINEで相談ができる、子ども何でもダイヤルや、24時間子どもSOSダイヤル、親子のための相談LINE、徳島県教育委員会のオンラインカウンセリングなどがあり、その周知は、チラシなどの配布や掲示によって行っております。

このように、子ども達を取り巻く環境が大きく変わってきている中で、不安や困り事は、誰にでも起こることで、支援に当たっては、児童やその保護者の意思を十分尊重し、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立すること、課題を解決する力を身につけられるよう、関係機関等と連携しながら、持続的に必要な支援を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 板東議員。

○11番【板東絹代君】 詳細にご答弁いただき、ありがとうございます。再問はありません。

本町では、福祉の専門家のスクールソーシャルワーカーの方や、心理的な面での相談、

助言や指導をしてくださるスクールカウンセラーの方がいます。児童生徒が抱えている問題に対して、保護者や教職員、関係機関と連携しながら、子どもにとって何が最善なのかと対応していただいていると理解しました。

県がしている子ども何でもダイヤルや、24時間子どもSOSダイヤルに、子ども自身から相談できる窓口もあるということですね。

学校に行けない、行かない日数が増えると、まず最初に心配になるのは、学びの遅れと思います。子どもが不登校になってからではなく、不登校は誰にでも起こり得ることを、全ての子どもに関わる大人が理解し、そうなったときの相談先や支援先、また、多様な学びの場や居場所の選択肢を知っておくことが、子どもや保護者の安心に繋がります。家庭や学校、地域など、児童生徒を取り巻く環境へのアプローチも必要です。今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

続きまして、2問目の質問です。選挙時の投票支援カード、コミュニケーションボードについてでございます。

全ての町民は、選挙で投票する権利を持っています。しかし、選挙権があってもそれを行使できず、投票行動に参加できない方々がいらっしゃいます。障がいのある方や、高齢で、1人での行動に不安を持たれる方などは、投票するまでのハードルは健常者に比べれば、格段に高いことは確かでございます。

選挙の際、円滑に投票することができるように投票所、期日前投票所を含みます、で投票のお手伝い、支援を希望される場合は、投票支援カードに対応してほしい内容を記入する。

例えば、代筆してほしい、コミュニケーションボードを使ってほしい、投票所内を案内、誘導してほしい、候補者名を読んでほしい、これらお手伝いをしてほしいことに丸をつけるなど、その他、手伝ってほしいことがあれば記入すると。

また、コミュニケーションボードは、投票所で想定されるお手伝い（支援）をイラストや文字で表示したもので、対応してほしい内容を指すことで投票所の係員に自分の意思を伝えることができます。

投票所に行くと視野が狭くなって投票支援カードが置かれているのが分からない場合がありますので、誰が見ても分かるように、投票支援カード、コミュニケーションボードを拡大して投票所の入口または投票所内に掲載することはできないでしょうか。必要とされ

る支援の申出に寄り添った投票しやすい体制づくりをお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 松下選挙管理委員会書記長事務取扱者。

○選挙管理委員会書記長事務取扱者【松下師一君】 板東議員ご質問の、「選挙時の投票支援カード、コミュニケーションボードについて」、選管事務局としてお答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、直近の衆議院議員総選挙に至るまで、松茂町の投票所においては、支援を必要とする有権者のための「投票支援カード」や「コミュニケーションボード」は設置できておりません。

まず、「投票支援カード」につきましては、事前にホームページに様式を掲載し、有権者が自宅で必要事項を記入の上、投票所に持ってきてコミュニケーションを取る仕組みでございます。

次に、「コミュニケーションボード」につきましては、投票所の入口付近の見やすい場所や机の上などに設置し、受付の担当者が有権者の困り事を言葉によらず伺う仕組みでございます。

これらの方法の有効性については、私ども選挙管理委員会事務局といたしましても議員と認識を同じくしておりますので、令和5年1月30日付総務省自治行政局選挙部からの助言「障がいがある方に配慮した選挙事務の事例について」に準拠するとともに、他市町村の選挙管理委員会の事例も参考にしながら、来年夏に実施される参議院議員通常選挙から実施したいと考えております。

以上、私から板東議員へのご答弁とさせていただきます。

○11番【板東絹代君】 投票支援カード、コミュニケーションボードを各投票所に設置していただけるとのご答弁をいただき、ありがとうございます。再問はありません。

来年の夏には参議院選挙等があります。広報まつしげやホームページに掲載して周知していただけるように、早めの対応をお願いします。そして、投票支援カードが必要な方にはダウンロードし、記入した上、持参していただくということでしたが、この件に関してもしっかりと周知をお願いいたします。選挙で1票を投じることによって、自分の意思を表示できる、社会のために役に立つ。本町で言いますと、誰もが「いきいきと暮らせるまちづくり」を目指していけるんじゃないかなと考えます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長【川田 修君】 続きまして、通告のありました7番立井議員、お願いします。
立井議員。

○7番【立井武雄君】 それでは、議長の許可が出ましたので、私の一般質問を始めます。

質問事項は、大規模災害時における車中泊避難者への支援についてです。最近、大地震やゲリラ豪雨などにより、全国で被害が発生しています。大規模な災害が発生したとき、町民は自身や家族の命を守るため、避難所に避難することとなっております。この場合、避難所でなく、余震が怖い、小さな子どもがいるなどの理由から車中泊避難を選択する方が増加しています。

新聞報道によりますと、2016年に発生した熊本地震では、約7割の避難者が車中泊避難したとアンケートに回答しております。2024年元旦の能登半島地震では、3月4日時点で少なくとも142人が車中泊避難を続けていました。車中泊避難をする理由は、プライバシーの保護や小さな子どもや体の不自由な家族がいる等、各自それぞれです。

車中泊避難は、一見、自分たちだけのプライベート空間が確保できるよい方法のように思われがちですが、長時間、同じ姿勢でいることによる、血液の塊が詰まる、エコノミークラス症候群を発症するリスクがあります。事実、熊本地震ではエコノミークラス症候群で50代の女性が死亡しました。ほかに54人がエコノミークラス症候群で入院が必要と判断されました。

また、車中泊避難は、任意の場所に避難することから、自治体が避難者の実態を把握できずに、行政からの情報や支援を受けにくいというデメリットもあります。

こうした被災者の避難形態の変化を受け、2024年6月、政府は防災基本計画を修正しました。

避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援、在宅避難者・車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置、被災者支援に係る情報の提供を車中泊避難者への支援などを検討するよう自治体に求める記述を追加されました。

それでは、質問です。松茂町では政府の防災基本計画の修正を受け、車中泊避難者に対しての支援を検討されますか。支援をしようとした場合、場所の選定や備蓄物資の準備、支援の実施方法等、どのように考えていますか。お答えできる範囲で構いませんので、答弁をお願いします。なお、答弁によりますと、再問・再々問をいたします。よろしくお願いします。

○議長【川田 修君】 松下総務部長。

○総務部長【松下師一君】 立井議員ご質問の「災害時の車中泊避難者への支援」について、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、本年6月、国の防災基本計画の中に、車中泊避難者に対する支援の検討が盛り込まれました。これまでの計画では、車中泊避難者に関する内容はありませんでした。今回、「最近の施策の進展等を踏まえた修正」として、車中泊避難者の支援の検討が追加されたところです。

次に、徳島県の県地域防災計画においては、現時点で車中泊避難者への支援等について、ごく簡単な記述のみにとどめられております。そのため、本町の地域防災計画においても、極めて限定的な取決めしか定めておりません。

ただ、徳島県では、地域防災計画とは別に、令和4年4月に「災害時の『車中泊』対応ガイドライン」を取決めております。このガイドラインでは、車中泊避難について、エコノミークラス症候群や熱中症、一酸化炭素中毒など、健康面から留意すべき点が多いことから、「原則として推奨しない」としております。

しかしながら、同ガイドラインでは、熊本地震や昨今の暴雨災害での避難状況も勘案した上で、一定程度の車中泊避難者が出ることは否めないとしておりまして、避難者に対して必要と思われる支援について言及いたしておるところです。

その上で立井議員のご質問にご答弁させていただきます。

まず1つ目、「松茂町では政府の防災基本計画の修正を受け、車中泊避難者に対しての支援を検討されますか」というご質問ですが、徳島県の地域防災計画の修正を見定めた上で、松茂町地域防災計画にも車中泊避難者に対する対応を盛り込んでいきたいと考えております。

ただ、その場合においても、発災直後の津波などから緊急的に避難する場合の、「指定緊急避難場所」への避難については、徒歩で行うことが原則であることなどから、駐車場を用意するといった支援を行う想定はありません。支援はあくまで、災害により家を失った人が生活する「指定避難所」などでの車中泊避難者への対応として計画へ盛り込んでまいるところです。

これら支援想定は、海と河川に囲まれ、津波や高潮、河川氾濫の可能性が高い、本町の地域的な特性を考慮して決定してまいりたいと考えています。

次に2つ目、「支援をしようとした場合、場所の選定や備蓄物資の準備、支援の実施方

法等をどのように考えていますか」というご質問ですが、まず、場所の選定については、マツシゲートの駐車場や町内各小・中学校のグラウンドなど、指定避難所に隣接した広い敷地になると想定されます。これらの場所に設定することで、避難者の人数把握や食料・救援物資の支援、避難者への呼びかけ等が比較的容易になり、加えて避難者も仮設トイレなどの使用が行いやすいという考えからです。

ただ、これらの場所は仮設住宅の建設候補地と重複することや、車中泊避難は健康面にリスクがあることから、指定避難所での避難生活を呼びかけるなどし、可能な限り小規模な設置に努めることになると想定されます。

あと、物資や支援方法についてがございました。既に言及しましたが、指定避難所と同じ支援が提供できるよう努める考えでございます。

以上、立井議員への答弁とさせていただきます。

○議長【川田 修君】 立井議員。

○7番【立井武雄君】 詳しい答弁にて理解できました。県も町も車中泊避難は推奨しないで、できるだけ避けて避難所での避難生活をしてもらいたい。やむを得ず車中泊避難をする場合も、ばらばらな場所に車中泊避難するのではなく、町指定の場所に避難してとの答弁であります。

そこで、再問します。今までの災害時の事例を見てみますと、車中泊避難を選択する避難者が多い結果が出ています。町が車中泊避難所を取決めした場合、町民などへの周知が必要になると思います。ただ、事前に車中泊避難所を広報したりすることで、町が車中泊避難を推奨するみたいで難しい問題があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長【川田 修君】 松下総務部長。

○総務部長【松下師一君】 再問へのご答弁をさせていただきます。住民への周知広報の課題についてお尋ねと存じます。

今の時点で、徳島県における「災害時の『車中泊』対応ガイドライン」では、避難者の健康面でのリスクを考慮し、「原則としては推奨しない」としております。また、本町は海と河川に囲まれた低地であるため、自家用車が津波や洪水の被害に遭いやすい地域特性がございます。

今後、本町の地域防災計画を改定する際には、繰り返しとなりますが、緊急時には車の使用は推奨しないこと、これを前提とした上で、命を長らえた後の避難生活段階での車中泊避難の計画と、これと併せまして、そのリスクについても十分に周知広報してまいりた

いと考えてございます。ご答弁でございます。

○議長【川田 修君】 立井議員。

○7番【立井武雄君】 今現在できる答弁で、私の期待どおりでした。

ただ、南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源地として、かねがね100年から150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震です。1944年に発生した昭和東南海地震及び1946年に発生した昭和南海地震が発生後、70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきております。

今日にも明日にも来るかもしれない地震に対しての対策は、一刻の猶予なく、平時の今に進めてもらい、いざという時のために万全の準備をお願いし、以上で私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長【川田 修君】 続きまして、通告のありました6番村田議員にお願いいたします。

村田議員。

○6番【村田 茂君】 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の質問事項は、通知してありますように、医療的ケア児の対応についてでございます。令和3年6月11日に、この医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が立法化されております。そして、同年の9月から施行されておりますので、今回質問させていただきます。

医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童でございます。全国でこの医療的ケア児は在宅で約2万人と推計されております。法律の目的としては、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること、それと安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することというような目的がうたわれております。

さらに基本理念から、国、地方公共団体の責務、支援措置として、医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援、次に、医療的ケア児及び家族の日常生活における支援、相談体制の整備、情報の共有の促進、広報啓発、支援を行う人材の確保、研究開発等の推進ということがうたわれております。

それともう1点、医療的ケア児等支援センターというのが、これ全国の都道府県に設置するようになっておるわけですが、徳島県におきましては、小松島市にあります徳島赤十

字ひのみね総合療育センター内に、これが令和5年1月10日に開設をされておるところでございます。そういうふうな状況の中で、今回通告しております医療的ケア児の対応について質問をさせていただきます。

それでは、通告書の方に戻ります。医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立をいたしました。この法律は、医療技術の進歩に伴い、医療的ケア児が増加する中、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっており、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資することや、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することが目的とされているところでございます。

地方公共団体としての児童本人への支援体制の充実はもちろんですが、この法律には、特に家族の支援が明記されています。児童に対して、親などが子どもに付き添うように求められるなど、家族の負担が大きく、家族の方は仕事をしたくとも、仕事ができないという状況であり、むしろ退職せざるを得ないこともあると聞きます。このような医療的ケア児を持つ家族からの相談があった場合、本町としてどのような対応をしていくのか、お考えをお伺いしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長【川田 修君】 山下民生部長。

○民生部長【山下真穂君】 村田議員ご質問の「医療的ケア児の対応」について答弁申し上げます。

「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のことです。議員のおっしゃるとおり、医療的ケア児及びその家族の実態が多様化する中で、個々の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっています。

こうした現状から、医療的ケア児及びその家族を、医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、社会全体で切れ目なく支援していくことを基本理念とした「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年6月に成立、同年9月に施行されました。この法律において、医療的ケア児及びその家族への支援は、国及び地方公共団体の「責務」と位置づけられ、その支援体制の充実が求められています。

このようなことから、徳島県は令和5年1月に「徳島県医療的ケア児等支援センター」を開設いたしました。当センターでは、医療的ケア児及びその家族を総合的に支援する機関で、都道府県単位での設置が法で規定されております。センターに配置された「医療的

ケア児等コーディネーター」が当事者の相談を受け、個々の状況に応じた最適な支援を検討し、医療系サービスや障がい福祉系サービスなど多分野にまたがる支援に繋がっています。

また、当センターは、役場など行政機関からの相談にも対応しており、医療的ケア児のご家族から町に相談があった場合、必要に応じて当センターと連携し、対応できる体制となっております。

さて、医療的ケア児に係る支援においては、医療的ケア児本人はもとより、家族の支援を行うことも重要であります。

松茂町では、医療的ケア児の保育ニーズに対応するため、「医療的ケア児の保育施設受入れガイドライン」を作成し、主治医が保育施設における集団生活が可能であると判断した医療的ケア児を受入れしています。

医療的ケア児の受入れに際しては、保護者と、福祉課、子ども家庭支援室、保健相談センター、教育委員会、保育施設、徳島県医療的ケア児等支援センターなど関係機関で、必要に応じてケース会議を開催し、受入れ予定の施設の看護師等の配置、また施設の環境整備等について協議を行います。

保育施設に看護師等を配置するときは、主治医の指示書により確認した上で、保育施設が看護師等を直接雇用する、あるいは、契約により医療機関等から派遣してもらいます。

また、医療的ケア児が、保育園児から幼稚園児、小・中学生へと成長していくことも見据え、教育委員会をはじめとする関係機関と連携し、教育現場においても、状態に応じた適切な支援を継続できる体制を構築しています。

医療的ケア児及びその家族が、住み慣れた地域において、必要な支援を受けながら安心して生活を送ることができるよう、今後も関係機関がより一層の連携を図り、子どもの成長に寄り添った伴走型支援体制の充実に努めてまいります。

以上、ご質問への答弁とさせていただきます。

○議長【川田 修君】 村田議員。

○6番【村田 茂君】 ただいまは担当部長から、詳細で分かりやすい、いろいろな本町の取組について説明がございました。今現在、該当の方がおいでかどうか分かりませんが、今後そのような相談がありましたら、先ほど部長の説明にもありましたように、本町として切れ目のない支援に取り組んでいただきますよう、切にお願いをいたしまして、私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長【川田 修君】 続きまして、通告のありました1番金森議員にお願いします。

金森議員。

○1番【金森恵美子君】 おはようございます。議長の許可が出ましたので、私の質問をさせていただきます。

初めに、早朝より傍聴にお越しいただき、感謝申し上げます。師走の冷たくも寒さ厳しい毎日となり、人の心も温かくなっていただけるよう、日々精進するところであります。

1年を通して一番忙しい時期ではありますが、厳しい冷え込みで日常生活がおっくうになりがちです。特に高齢者にとっては、身体の不調時期となり、当たり前の日常生活に支障をきたし、また、健康リスクも高まっているのが現状です。

2024年現在、総務省のデータでは、我が国における65歳以上の高齢者数は3,625万人とされ、総人数に占める割合は29.3%となり、過去最高の更新が続いています。高齢化率を諸外国と比べてみると、我が国が29.3%と最も高く、この割合は200国の中、世界最高とまさしく超高齢社会であることが分かります。高齢化問題の先進国とも言える日本は、世界のロールモデルとなっているのかもしれませんが。

都道府県別高齢化率で見ると、1位、秋田県39.1%、2位、高知県36.3%に続いて、徳島県が3位の35.4%であります。

ここで、本年度12月1日現在における松茂町の人口は1万4,364人とされ、その中65歳以上の人口は3,905人で、男性1,767人、女性2,138人と、高齢化率は27.18%でありました。

この数字から見ても、明らかに我が町も超高齢社会に突入したことを事実と受け止めて、私たちの地域の抱える問題へと、取組や支援体制において、今、新たな日常生活の在り方が重視される必要があると考え、これより本題に入ります。

高齢者は「お金」「健康」「孤独」と3つの大きな不安を持ちながら生活を営んでいると考えます。

現在、松茂町では、高齢者に関する各種相談窓口、また本庁1階に消費生活センターを設け、消費者生活に関する疑問や事例など必要に応じた対応を実施しており、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理に当たっています。

具体的には、出前講座等の開催、そして消費者被害の未然防止のため生活に必要な知識や情報を、広報・松茂町ホームページなどでの周知を図り、相談員が個々の問題解決のため助言に努めての幅広い援助をしています。

そうした中、松茂在住の高齢者の方々より、日常生活の困り事の具体的な内容として、電球・電池の交換、荷物の移動、カーテンの取付け、また水道・ガス・電化製品の突然に起きた不具合などの専門技術を要する修理に対して、発注先や依頼業者への対応に懸念化する問題が多岐にわたり寄せられております。

また、大きなトラブルとしては、家の屋根・外壁・水回り・住宅などの修理をする場合、悪徳業者による言葉巧みなセールスに戸惑いながら、正しい判断もできぬままに、結果、大きな損失に繋がってしまったという、多くの被害件数が確認されているのが現状であります。こうしたことが引き金となり、不十分な理解の中、高齢者が抱える困り事、さらに社会全般に対しての喪失感を抱くようになってしまうのです。

これらの不安をいち早く払拭するためにも、敏速かつ細やかな支援やサービス体制の構築などの検討は、今後において最も重き課題であります。

しかしながら、高齢者福祉ニーズの多様化が進む中で、これらの課題を解決していくには「マンパワー不足」というより、根本における課題解決を認識する必要があり、地域が一体となって高齢者の自立的な生活を支えるべき地域包括ケアシステムにおける生活支援など、質の高い地域住民による取組が必要ではないのかと考えます。

「公助」「互助」は、今後さらに加速する高齢化社会においては、十分な拡充は難しいと考えられています。そこで必要になってくるのが、自身と周囲の人々による支え合いだと思います。実効性のある地域包括ケアシステムの構築には、「自助」と「共助」へのアプローチが必要であると言えるのではないのでしょうか。

そこで、伺いをいたします。

本町をはじめ、「質の高いケアが高齢者に届くまち」として、地域包括ケアシステムの推進体制等、日常生活支援の取組について、具体的にお聞かせください。

○議長【川田 修君】 山下民生部長。

○民生部長【山下真穂君】 金森議員ご質問の、「高齢者における日常生活支援」について答弁申し上げます。

金森議員のおっしゃるとおり、本町の65歳以上の高齢者人口は先月において約3,900人、これは町人口の約27%に当たり、10年前と比べて約650人増加しております。

本町では、高齢者に関する業務を主に長寿社会課と地域包括支援センターで所管しており、高齢化の進行とともに、生活に関する相談件数は年々増加している現状です。介護サ

ービスの利用方法や申請についての問合せのほか、認知症の症状や治療に関すること、詐欺と思われる電話や荷物の送りつけに対する不安な思い、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯からの生活支援に関する相談、消防など関係機関からの情報提供など、その内容は幅広く、また複数の困り事を抱えるケースもあり、対応への難しさを日々の業務において実感しているところです。

高齢者やその家族、周りの方からの困り事などの相談を受けた場合には、庁内の関係部署のみならず、関係機関と連携し必要な支援につなげる体制を整えております。また、徳島新聞松茂専売所、協同組合とくしま生協、第一生命保険株式会社をはじめとする協定を締結した事業所には、町内高齢者の生活の見守り活動等にご協力いただいているところです。ケースによっては、社会福祉協議会、民生委員児童委員、消費生活センター、県東部保健福祉局、警察、医療機関、介護事業所などと常に情報を共有しながら、高齢者への包括的な支援を実施しております。

厚生労働省では、団塊の世代が75歳以上となり、国民の医療や介護の需要がさらに増加すると見込まれる2025年度を目途に、高齢者が介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療、介護、生活支援、介護予防、住まいの問題が包括的に確保される体制、「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

その中で、地域包括支援センターは、高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防活動などを推進する、地域包括ケアシステムの実現に向けた重要な役割を持つ機関として位置づけられています。

本町センターでは、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等、専門の知識を持つ職員が地域高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な支援を行っております。また、日頃から生活支援コーディネーターが高齢者宅を訪問するなど、見守りを兼ねた情報収集、必要な支援とのマッチングを行っております。

金森議員のご指摘のとおり、超高齢社会において地域包括ケアシステムの体制を推進するためには、行政だけではなく、高齢者を支援する地域の「支え手」の充実が重要であると承知しております。本町では、高齢になっても健康で安心して住み続けられる松茂町について「支える側」「支えられる側」の両側面から考える「支え合いミーティング」を定期的に開催しております。この「支え合いミーティング」は、生活支援コーディネーターが調整役となり、参加者から出された地域の現状と課題について共有し、互いに考え、話し合い、どのような支え合い活動を、どのように創出するかを検討する場です。

今後とも、相談支援業務を継続するとともに、人と人を、また人と資源を繋げる体制の充実に努めてまいります。

以上で、金森議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 金森議員。

○1番【金森恵美子君】 具体的な答弁いただきまして、誠にありがとうございます。これからの高齢者人口が増える中、全てをサービスで補なうのはなかなか難しいことだと思います。また、在宅で過ごされる高齢者の方の中にも、比較のお元気ですが日常生活に不自由を感じられる方も多くなっている、高齢者が増えれば、そういった状況がこれからますます進んでいくことが考えられます。

そういった意味でも、日常生活を支援していくような生活支援サービスなどを充実する生活支援コーディネーターとの連携が求められていると、私も考えるところであります。そして、年齢に関係なく、これからは地域の人々が地域の人を支える活力を、心身ともに補える強さを備えてほしいと切に願うところであります。

人と人を繋ぎ合う仕組みが、今本当に求められているときだと思います。これから私たちが迎える社会は、これまでに誰も経験したことがない時代背景となりつつあります。これはいつ起きるか分からない災害ではなく、必ず起きるべき人的災害でもあります。団塊世代を中心とした高齢者の社会参画をスムーズにし、高齢者の方が町の資産となり、町を支え、動かす原動力になってくれるよう、今後引き続きの大切な課題としていただきたいと思います。

最後に申し上げます。豊かな高齢期を迎えられた方々から、次に、高齢期を迎える方々に、次世代へと繋いでいく、これが本当の意味で、人と人を繋ぐことではないでしょうか。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長【川田 修君】 以上で、通告による一般質問は終わりました。これで、一般質問を終了いたします。

ここで議事都合により、小休をいたします。

午前10時55分小休

午前11時02分再開

○議長【川田 修君】 小休前に引き続き再開をいたします。

続きまして、日程第2、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」、専決

第5号、令和6年度松茂町一般会計補正予算（第3号）から、日程第9、議案第55号「令和6年度松茂町下水道特別会計補正予算（第2号）」までの承認1件及び議案7件を一括して議題といたします。

以上、承認1件及び議案7件につきましては、各委員会に付託したいと思いますが、付託の前に総括的な質疑を行います。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認1件及び議案7件については、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ所管の委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、承認1件及び議案7件については、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表配付のため、小休します。

午前11時04分小休

午前11時05分再開

○議長【川田 修君】 再開いたします。

議案付託表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長【多田雄一君】 失礼いたします。ただいま配付いたしました議案付託表をご覧ください。

総務常任委員会。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

専決第5号 令和6年度松茂町一般会計補正予算（第3号）

議案第49号 令和6年度松茂町一般会計補正予算（第4号）（所管分）

以上が総務常任委員会に付託する承認1件及び議案1件でございます。

次に、産業建設常任委員会。

議案第49号 令和6年度松茂町一般会計補正予算（第4号）（所管分）

議案第 5 3 号 令和 6 年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 4 号 令和 6 年度松茂町水道特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 5 号 令和 6 年度松茂町下水道特別会計補正予算（第 2 号）

以上が産業建設常任委員会に付託する議案 4 件でございます。

次に、教育民生常任委員会。

議案第 4 9 号 令和 6 年度松茂町一般会計補正予算（第 4 号）（所管分）

議案第 5 0 号 令和 6 年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 1 号 令和 6 年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 2 号 令和 6 年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

以上が教育民生常任委員会に付託する議案 4 件でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 ただいま事務局長が朗読いたしました議案付託につきましては、先般開催されました議会運営委員会におきまして、そのように案を決定していただいたわけでございますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、承認 1 件及び議案 7 件は、お手元に配付の議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

念のため、委員会の日程について、事務局より説明をいたします。

○議会事務局長【多田雄一君】 失礼いたします。議案付託表の裏面をご覧ください。各委員会の日程でございます。開催場所は、松茂町役場 3 階、3 0 1 委員会室でございます。

予算決算特別委員会、1 2 月 1 1 日、水曜日、午前 1 0 時から。

教育民生常任委員会、1 2 月 1 3 日、金曜日、午前 1 0 時から。

産業建設常任委員会、1 2 月 1 3 日、金曜日、午後 1 時 3 0 分から。

総務常任委員会、1 2 月 1 3 日、金曜日、午後 3 時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長【川田 修君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日１２月１０日から１２月１９日までの１０日間は、委員会審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、明日１２月１０日から１２月１９日までの１０日間は、休会と決定しました。

次回は、１２月２０日、午前１０時から再開いたします。

本日はこれで散会いたします。どうもありがとうございました。

午前１１時１０分散会